防 衛省 の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

般職 る法律 し書、 第十九条の三第三項第二号イ、 て準用する一般職給与法第十条の四第一項第一号、第十三条の二第二項、 項及び第八項、 年法律第二百六十六号。 て適用する 般職給与法第十二条の二、法第二十七条の四第一項、 の職 内 閣 ·給与改正法」という。) は、 防衛省給与改正法附則第八条において読み替えて準用する一 員 (令和六年法律第七十八号。 0 給与に関する法律 般職 般職給与改正法附則第六条の規定により読み替えて適用する一 法第五条第三項、 の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 以 下 の一部の施行に伴い、 「法」という。) 法第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項において読み替えて準用する (昭和二十五年法律第九十五号。 第十一条第三項及び第十二条第一 以 下 「防衛省給与改正法」 第五条第 並びに防衛省の職員の給与等に関する法律 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正す 項、 という。) 以 下 同条第二項に 項、 般職給与改正法附則第七条並びに国家公 _ (令和六年法律第七十二号。以下「一 般職給与法」 法第十四 附則第七条の規定により 第十四条第一項及び第二項並びに おい 般職給与法第十 条第二項にお て読み替えて準 という。 条 第 いて読 昭 第八条第七 用する 読み替え 和二十七 項ただ み 替え 一般

職

務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)附則第十二条第八項の規定に基づき、この政令

を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正

する。

第六条の十三を次のように改める。

第六条の十三 削除

第六条の十四第一項第三号を次のように改める。

三 勤務成績が良好である職員 四号俸

第六条の十四の二第一項中「第八条第八項第一号」の下に「及び第二号」を加え、 同項各号列記以外の部

分中「昇給抑制等年齢職員」を 「昇給抑制等職員」に改め、 同項第一号中「昇給抑制等年齢職員」 「昇給

抑制等職員」 に改め、 「以上」の下に「(一般職給与法第八条第八項第二号に掲げる職員にあつては、 一号

俸) を加え、 同項第二号及び同条第二項中 「昇給抑制等年齢職員」を 「昇給抑制等職員」に改める。

第六条の十六の見出し中 「年齢」 を「年齢等」 に改め、 同条に次の一項を加える。

に掲げる職員とする。

教育職俸給表一の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の 級が五級以上であるもの

 \equiv 医療職: 棒給表一の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

兀 等陸佐以上 の陸上自 「衛官、 等海佐以 上の海上自衛官又は 一等空佐以 上の航空自衛官 (一等陸佐、

等海佐及び一等空佐にあつては、 法別表第二の一等陸佐、 等海佐及び一等空佐の巨欄に定める額の

俸給の支給を受ける者を除く。)

第六条の十八第一項中「法」を「医師又は歯科医師である自衛官 (第六条の十六第二項第四号に掲げる職

員に該当するものを除く。)に対する法」に改め、「(一等陸佐以上の陸上自衛官、 等海佐以上の海上自

衛官又は一等空佐以上の航空自衛官にあつては、 六号俸)」 を削る。

第八条第五 項中 「の日数」 を 「及び自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間

(以下 「正規の勤務時間」という。) を割り振らない日の合計日数」 に改める。

第九条の見出しを「(扶養手当)」に改め、同条を同条第三項とし、 同項の前に次の二項を加える。

日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるとき 自衛官に係る扶養手当の支給の開始については、扶養手当の届出がこれに係る事実の生じた日から三十

2 前項に定めるものの ほ か、 法第十二条第一項の規定による扶養手当の支給に関し必要な事項について

は、

その日の属する月)から行うものとする。

は、 般職に属する国家公務員の例による。

第九条の六中「第十四条第二項」の下に「、

第十条第三項中「合算した額」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一

第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項」を加える。

項の規定により採用された職員 (次条第二項において「再任用職員等」という。)にあつては、現に受ける

べき俸給の月額)」を加える。

改め、 第十条の二第二項中「に、 同条第三項第一号中 「同じ。)」の下に「若しくは自衛隊法第四十一条の二第一項若しくは第四十五 次」を「(再任用職員等にあつては、 現に受けるべき俸給の月額) に、 次に

条の二第一項の規定による採用」を加え、 「をされた」を「若しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第

に次の三号を加える。 第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、」に、「をされた」を 四十五条の二第一項の規定による採用をされた」に改め、 しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされた」に改め、 同項第三号中「をされ、」を「若しくは自衛隊法 同項 若

兀 移転した職員 勤する職員で、 続き勤務していたものとした場合に、 0 日 自 の前 衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされ、 日に在勤していた官署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、 当該該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、 当該異動した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定 新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在 当該異動に伴つて住居を 当該採用 かつ、 \mathcal{O} 日前、 当該採用 から引き

五. 勤務していたものとした場合に、 用 \mathcal{O} 自 日 衛隊法第四十一条の二第一項又は第四十五条の二第一項の規定による採用をされた職員で、 0 前 日に特地勤務手当に準ずる手当を支給されてい 特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員 たもののうち、 当該採用の 日前から引き続き 当該採 当

により支給されることとなる額

該特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備した日に特地官署又は準特地官署に該当していたものと

した場合に前項の規定により支給されることとなる額

六 前各号に掲げるもののほか、 前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として防衛大臣が認め

るもの 別に防衛大臣が定める額

第十条の 四第一 項中 自 衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による勤務時間 (以下

「正規の勤務時間」という。)」を「正規の勤務時間」に改める。

第十一条の二第一

一 項 中

「第十九条の三第三項第二号」を「第十九条の三第三項第二号イ」に改め、 同項各号を次のように改める。

「第十九条の三第三項第一号」を「第十九条の三第三項」に改め、

同条第三項中

前項第一号に掲げる職員 六千円(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千五百円)

前項第二号に掲げる職員 五千円 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては、 四千五百円)

三 前項第三号に掲げる職員 四千三百円 (定年前再任用短時間 .勤務職員にあつては、三千八百円)

兀 前項第四号に掲げる職員 三千五 百円 (定年前 :再任用短時間勤務職員にあつては、三千円)

五. 前項第五号に掲げる職員 三千円 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては、二千五百円)

 \mathcal{O} 百 日の前日において同項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百七・五)」を「百分の百七・五」に 第二十四条第一号中「第一号」を「第三号」に、「に限る」を「を除く」に改め、 (」を「百分の百二・五(」に、 「百分の百二・五」を「百分の百五」に、 「百分の百五 同条第五号中 (その者が退職 「百分の

改める。

五. 五. 附則第十八項の表第二十四条の項中 防 防衛省令で定める率 衛省令で定める率 に改める。 百 分の 百 防 衛 省令で定める率 を 百分の 百分の 百七 百二

20 当分の間、 法第十四 四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の規定による初任給調整

附則に次

の 一

項を加える。

手当の支給に関する第八条の五第一 項第三号から第五号までに規定する地域及び地域手当の級地の適用に

ついては、一般職に属する国家公務員の例による。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一(第六条の六関係)

イ 自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員の昇格後の職務の級における号俸

<u>イ</u> 自衛隊教官俸給表	の適用を受ける職員の昇格後の職務の級における号俸
職務の級	
昇格をした日の前日	2級
に受けていた号俸	
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1

42	1
43	1
44	1
45	1
46	1
47	1
48	1
49	1
50	1
51	1
52	1
53	1
54	1
55	1
56	1
57	1
58	1
59	1
60	1
61	1
62	1
63	1
64	1
65	1
66	1
67	1
68	1
69	1
70	2
71	3
72	4
73	5
74	6
75	7
76	8
77	9
78	10
79	11
80	12
81	13
82	14
83	15
84	16
85	17
86	18
87	19

88	20
89	21
90	22
91	23
92	24
93	25
94	26
95	27
96	28
97	29
98	30
99	31
100	32
101	33
102	33
103	34
104	34
105	35
106	35
107	36
108	36
109	37
110	37
111	38
112	38
113	39
114	39
115	40
116	40
117	41
118	41
119	42
120	42
121	42
122	42
123	43
124	43
125	43
126	43
127	43
128	43
129	44
130	44
131	44
132	44
133	45

134	45
135	45
136	45
137	46
138	46
139	46
140	46
141	47
142	47
143	47
144	47
145	48

			3 2	3 1			2 8									19	18	1 7	1 6	1 5	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	သ	2	ш	号俸	5	の前	昇任をした	口目衛目
																										4	4	4	4	4	4	3	2	1	歩補の(1)欄	将補及び空	陸将補、海		
																										6	6	6	6	5	4	3	2	1	等空在の⊝欄	等海佐及び1	1 等陸佐、1		俸給表の適用を受け
5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	ω	ω	ω	ω	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	等空佐の口欄	等海佐及び1	-		する職員に~
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	ω	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	等空佐の闫欄	佐及	1 等陸佐、1	押	る職員についての表
3 1				27									18	1 7	16	1 5	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	2等空佐	2 等海佐	2 等陸佐	任 後	
1 5	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3 等空佐	3 等海佐	3 等陸佐	0	
				23					18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1等空尉	1等海尉	1等陸尉	階級	
3 1				27									18	17	16	1 5	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	2 等空尉	2 等海尉	2 等陸尉	77	
															24							17	16	15	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	3 等空尉	3 等海尉	3 等陸尉	4 4	
				3 1											20		18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	准空尉	推海尉	権陸尉	N	
															20		18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	空曹長	海曹長	陸曹長	号 俸	
3 1				27									18	1 7	16	1 5	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1等空曹	1等海曹	1 等陸曹		
				23						1 7	16	1 5	14	13	12	11	10	9	∞	7	6	5	4	ω	2	1	1	1	1	1	1	1	1	_	2等空曹	2 等海曹	2 等陸曹		
		21		20			18	1 7	16	16	1 5	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3 等空曹	3等海曹	3 等陸曹		
																		1 5	14	14	13	13	12	1 1	10	9	8	7	6	5	4	3	2		空士長	海士長	陸士長		
																		9	8	7	6	5	4	4	ယ	బ	2	1	1	1	1	1	1	1	1等空士	1等海士	1 等陸士		

																										49											3 8		
						5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	57
																																					22		20
																																					3 4		
																										23											1 7		16
67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	5 5	54	53	52	5 1	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	3 7	36	3 5	34	33	32	3 1	3 0	29	28
7 1																																					3 4		
																										53											42		
																																					3 8		
																																					38		
7 1																																					3 4		
																																					3 0		

1 1 5	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	_																					7 8		
																																					62		60
																																					58		
7 1	7 1	7 0	7 0	7 0	7 0	6 9	68	67	66	6 5	64	63	62	61	60	5 9	5 8	5 7	5 6	5 5	5 4	5 3	5 2	5 2	5 1	5 1	5 0	5 0	49	49	48	48	47	47	46	46	4 5	4 5	44
	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	9 5	94	93	92	91	90	89	88	8 7	86	8 5	84	83	82	81	80	79	78	77	76	7 5	74	73	72	7 1	7 0	69	68
111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	0	-																									7 4		
119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	9 5	94	93	92	9 1	9 0	8 9	8 8	8 7	86	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	8 0
115	114	113	112	111	$1 \ 1 \ 0$	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	9 5	94	93	92	9 1	90	8 9	88	8 7	8 6	8 5	8 4	83	8 2	8 1	8 0	79	7 8	7 7	7 6
1 1 5	114	113	$1 \ 1 \ 2$	1 1 1	$1 \ 1 \ 0$	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	9 1	90	89	88	8 7	86	8 5	8 4	83	82	8 1	8 0	79	7 8	7 7	76
		103	102	102	101	101	100	99	98	97	96	96	9 5	9 5	9 4	9 4	93	93	92	9 1	9 0	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	8 0	7 9	7 8	7 7	7 6	7 5	7 4	7 3	7 2
																																							_ _

145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116
								12	12	12	12	12	12	12	12	7 1	7 1	6 1	76 11	6 1	76 11	7 5 1 1	7 5 1 1	7 4 1 1	7 4 1 1	73 11	73 11	72 10	7 7
137	137	137	137	137	136	135	134	9 13	8 13	7 13	6 13	5 12	4 12	3 12	2 12	1 12	0 12	9 12	8 12	7 12	12	5 119	1 1	11	1 1	11	1 1	9 11	0 11
145	145	145	5	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	33	2	1	0	9	8	127 123	6	5	4	3	2	1	U
				1	0	9	8	7	6	5	4	ω	2	1	0	12	12	12	12	12	12	3 123	12	12	12	1	11	11	I I

別表第一の二 (第六条の七関係)

イ 自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員の降格後の職務の級における号俸

1 級 69
7.0
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
102
104
106
108
110
112
114
116
118

42	122
43	128
44	132
45	136
46	140
47	144
48	145
49	145
50	145
51	145
52	145
53	145
54	145
55	145
56	145
57	145
58	145
59	145
60	145
61	145

	3 4		3 2						26							19	18	1 7	16	15	14	13	12	1 1	10	9	8	7	6	5	4	ယ	2	1	号俸	吸けていた	日の前日に	降任をした	
																											9	9	9	9	9	သ	2	1	等空佐の⊝欄	及び	1等陸佐、1		官俸給表の適用を受ける
																										9	9	9	9	5	4	သ	2	1	等空佐の口欄		1 等陸佐、1		質用を受ける
																										6 9	6 9			6 9				12	等空佐の闫欄	及び	1 等陸佐、1	-	5職員についての表
5 1	50		48	47	46	45	44	43	42																26					2 1	20	19	18	17	2等空佐	2 等海佐	2 等陸佐		っての表
				3 5					3 0													1 7	16	1 5	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	3 等空佐	3 等海佐	3 等陸佐	降任	\h.
63	62	6 1	60	5 9	5 8	5 7	56	5 5	5 4	53	5 2	5 0	48	46	44	42	40	3 8	3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1			28								1等空尉	1 等海尉	1等陸尉	後の	
43	42								3 4																18	17	16	1 5	14	13	12	11	10	9	2 等空尉	2 等海尉	2 等陸尉	路級	
				3 5					3 0												18	17	16	1 5	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	3 等空尉	3 等海尉	3 等陸尉	7	
3 1									22			19	18	17	16	1 5	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	准空尉	推海尉	推陞尉	ðt T	
									24						18	1 7	16	1 5	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	空曹長	海曹長	陸曹長	8	
	3 2								24					19	18	17	16	1 5	14	13	12	1 1	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1等空曹	1等海曹	1等陸曹	号 俸	
									28										18	1 7	16	1 5	14	13	12	1 1	1 0	9	8	7	6	5	5	5	2等空曹	2等海曹	2 等陸曹	180	
									3 3														18	17	16	15	14	13	12	1 1	1 0	9	9	9	3等空曹		3 等陸曹		
3 3	3 3	3 3	33	3 3	3 3	33	33	33	3 3	33	3 3	33	33	33	3 1	3 0	28	27	26	24	22	2 1	19	18	17	16	15	14	12	11	10	9	9	9	空士長	海士長	陸士長		
			17				17	1 7	1 7	1 7	1 7	17	1 7	17	17	17	17		1 7			14	12	11	10	8	7	5	4	3	2		1	1	1等空士	1等海士	1等陸士		
																		1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	16	1 5		13	12	10	8	7	2等空士	2等海士	2 等陸士		

7 5	7 4	7 3	7 2	7 1	7 0	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	5 7	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	4 5	44	43	42	41	40	3 9	38	3 7	36
																																					5 4		
1 0 5	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	9 5	86	8 4	8 2	8 0	7 9	7 8	7 7	7 6	7 4	72	7 0	68	66	64	62	6 0	58	56	5 4	52	5 0	48	46	44	43	42	4 1	4 0
123	121	119	117	115	113	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	9 6	9 5	94	93	92	90	8 8	86	8 4	8 2	8 0	7 8	7 6	7 4	72	7 0	68	67	66	6 5	64
																																					46		
			76																																		42		
7 1	7 0	69	68	67	66	6 5	64	63	62	6 1	60	59	58	5 7	56	5 5	54	53	52	5 1	5 0	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	3 8	3 7	36	3 5	3 4	ಬ	3 2
7 3	72	7 1	7 0	6 9	68	67	66	6 5	64	63	62	61	6 0	5 9	58	5 7	56	5 5	5 4	53	52	5 1	5 0	49	48	47	46	4 5	44	43	42	41	40	39	3 8	3 7	36	ა 5	3 4
			7 0																																		36		
			7 6																											47							40		
																																					46		
																																					3 3		

115	1 1 4	113	112	1 1 1	110	109	108	107	106	105	104	103	102	1 0 1	100	99	98	97	96	9 5	9 4	93	92	91	90	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	83	8 2	81	80	7 9	7 8	7 7	7 6
																																							<u> </u>
																		105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
											129																												
123	122		120	$1 \ 1 \ 9$	1 1 8	117	116	115	114	113	$1 \ 1 \ 2$	111	$1 \ 1 \ 0$	109	108	107	106	105	104	103	102	101	$1 \ 0 \ 0$														8 6		
1 1 9	118	1 1 7	116	1 1 5	$1\ 1\ 4$	113	$1 \ 1 \ 2$	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	$1 \ 0 \ 1$	$1 \ 0 \ 0$	99	98	97	96	9 5	94	93	92	9 1	90	8 9	88	8 7	86	8 5	8 4	83	8 2	8 1	80
111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	\circ	99	98	9 7	96	9 5	94	93	92	9 1	9 0	8 9	8 8	8 7	86	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	8 0	7 9	7 8	7 7	7 6	7 5	7 4	7 3	72
$1 \ 1 \ 4$	113	112	$1\ 1\ 1$	1 1 0	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	96	9 5	94	93	92	9 1	90	89	8 8	8 7	86	8 5	8 4	8 3	82	8 1	8 0	79	78	7 7	7 6	7 5	7 4
1 1 5	114	113	$1 \ 1 \ 2$	111	1 1 0	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	97	96	9 5	94	93	92	9 1	90	89	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 1	8 0	79	7 8	7 7	7 6	7 5	7 4
113	113	113	113		113		113	113	113	113	113	113	$1 \ 1 \ 2$	1 1 0	108	107	106	105	104	102	100																8 2		
											73																												
																																							<u> </u>
																																							į

145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	1 1 9	118	1 1 7	116
																137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124
145	140	139	138	137	136	135	134	5 13	0 13	9 13	8 13	7 12	136 128	5 12	4 12	3 12	$2 \mid 12$	1 12	0 12	9 12	8 12	7 11	6 11	5 11	4 11	3 11	2 11	1 1 1	0 11
141	141	141	141]]]	132 129]]]]]]]]]]	
				9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9 113	8 113	7 113	6 113	5 113	4 113	3 113	2 113	1 113	0 113	9 113	8 113	7 113	6 113

豆 子 月 日 一

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第二条

この政令の施行の

日

(以 下

「施行日」という。)

から令和八年三月三十一日までの間における防衛

省給与改正法附則第七条の規定により読み替えて適用する防衛省給与改正法第二条の規定による改正 一後の

法第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法附則第六条の規定により 読み

替えて適用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一 般職給与法第十一条第一項ただし書に規

定する職務の級が行政職俸給表□の九級以上である職員に相当するものとして政令で定める職員は第八条

の七各号に掲げる職員とし、 当該期間における同項ただし書に規定する職務の級が行政職俸給表一の 八級

以上である職員に相当するものとして政令で定める職員は同条各号及び第八条の八各号に掲げる職員とす

る。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置)

第三条 施行日から令和十年三月三十一日までの間における防衛省給与改正法附則第八条の規定により読み

替えて準用する一般職給与改正法附則第七条に規定する政令で定める地域手当の級地の区分及び割合につ

いては、一般職に属する国家公務員の例による。

(特地勤務手当に準ずる手当における再任用職員等に関する経過措置)

第四条 この政令による改正後の防衛省の職員 の給与等に関する法律施行令(以下「給与令」という。)第

十条の二の規定は、 施行日以後に採用されたこの政令による改正後の給与令第十条第三項に規定する再任

用職員等又は国家公務員法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十一号) 附則第八条第四 頃に · 規定

する暫定再任用隊員について適用し、 施行日前に採用されたこれらの者については、 なお従前 の例によ

る。

(給与年額相当額に関する経過措置)

第五条 施行日以後に法第二十七条の三第一項に規定する第二回 目の給付金 (法附則第十二項の規定により

読み替えて適用する同条第一項に規定する前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金及び後期算定基礎期

間 に係る第二回目の給付金を含む。 以下同じ。)の支給を受けることができる若年定年退職者 (法第二十

する法律 は 七条の二に規定する若年定年退職者をいう。 あるのは の法第五条第二項」と、 令による改正後の給与令第二十四条第一号の規定の適用については、同号中「法第五条第二項」とあるの 条に規定する退職の翌年をいう。以下同じ。)の期間の全部又は一部が施行日前である者に対するこの政 「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 「第一号に係る部分に限る」とする。 (令和六年法律第七十二号) による改正前の 般職給与法」とあるのは 以下同じ。)のうち、その者の退職の翌年(給与令第二十四 「一般職の職員の給与に関する法律等の一 般職給与法」と、 (令和六年法律第七十八号) による改正前 「第三号に係る部分を除く」と 部を改正

2 る。 当該期間に受けるべき扶養手当の月額の合計額については、当該各号に定める規定により計算した額とす 年退職者のうち、その者の退職の翌年の期間の全部又は一部の期間に次の各号に掲げる期間を有する者の 施行日以後に法第二十七条の三第一項に規定する第二回目の給付金の支給を受けることができる若年定

とされる一般職給与改正法による改正前の一般職給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十 施行 日前 の期間 防衛省給与改正法による改正前の法第十二条第一項の規定によりその例によること

四条第二号

施行日から令和八年三月三十一日までの期間 防衛省給与改正法による改正後の法第十二条第一項の

規定によりその例によることとされる一般職給与改正法附則第六条の規定により読み替えられた一 般職

給与法第十一条の規定を適用した場合の給与令第二十四条第二号

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一 部改正)

第六条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和五年政令第二十六号) の一

部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新令」を「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条、第十条の二、」に

改める。